

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考																
14	<p align="center"><b>第1章 総則</b></p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱            第1から第3まで（略）            第4 防災機関の業務大綱（略）</p> <p>【指定公共機関】</p> <table border="1" data-bbox="185 480 1059 735"> <tr><td align="center" colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 520 394 695">           (略)            ソフトバンク株式会社  <hr/> </td> <td data-bbox="394 520 1059 695">(略)</td> </tr> <tr><td align="center" colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td align="center" colspan="2">(略)</td></tr> </table>	(略)		(略) ソフトバンク株式会社 <hr/>	(略)	(略)		(略)		<p align="center"><b>第1章 総則</b></p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱            第1から第3まで（略）            第4 防災機関の業務大綱（略）</p> <p>【指定公共機関】</p> <table border="1" data-bbox="1081 480 1955 735"> <tr><td align="center" colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1081 520 1290 695">           (略)            ソフトバンク株式会社  <u>楽天モバイル株式会社</u> </td> <td data-bbox="1290 520 1955 695">(略)</td> </tr> <tr><td align="center" colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td align="center" colspan="2">(略)</td></tr> </table>	(略)		(略) ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略)	(略)		(略)		<p>➤ 指定公共機関の指定</p>
(略)																			
(略) ソフトバンク株式会社 <hr/>	(略)																		
(略)																			
(略)																			
(略)																			
(略) ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略)																		
(略)																			
(略)																			
15	<p>(新設)</p>	<p><u>第5 防災行動計画（タイムライン）の作成</u>  <u>国、県及び市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>																
20	<p>第3節 県の概況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地勢</p> <p>1から6 (略)</p> <p>7 交通</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 空港 (略)</p> <p>令和3年9月現在、国内定期便は、国内10都市（札幌、成田、名古屋、大阪、神戸、出雲、<u>松山</u>、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は、海外6都市</p>	<p>第3節 県の概況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地勢</p> <p>1から6 (略)</p> <p>7 交通</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 空港 (略)</p> <p>令和4年9月現在、国内定期便は、国内9都市（札幌、成田、名古屋、大阪、神戸、出雲、<u>    </u>広島、福岡、沖縄）、国際定期便は、海外6都市</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>																

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>（ソウル，大連，北京，上海，台北，バンコク）への路線が開設されている。</p> <p>（4）（略）</p>	<p>（ソウル，大連，北京，上海，台北，バンコク）への路線が開設されている。</p> <p>（4）（略）</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p><b>第2章 災害予防対策</b></p>	<p><b>第2章 災害予防対策</b></p>	
23	<p>第1節 風水害等に強い県土づくり (新設)</p>	<p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p><u>第1 風水害に強いまちづくり</u></p> <p><u>1 風水害に強いまちの形成</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。</u></p> <p><u>また、国、県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。県及び市町村は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。</u></p> <p><u>2 災害危険区域の指定等</u></p> <p><u>県及び市町村は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p><u>3 予測、観測の充実・強化等</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を</u></p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p> <p>▶ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
		<p><u>図る。</u></p> <p><u>4 生活防災緊急対策</u></p> <p>県及び市町村は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。</p>	
27	<p>第1 水害予防対策</p> <p>1 から 3 まで（略）</p> <p>4 河川の維持管理</p> <p>(1) 及び (2)（略）</p> <p>(3) 河川の維持規制</p> <p>河川の流水，流量，深淺等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する<u>等</u>の措置を講じ，河川の維持管理の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4)（略）</p> <p>5 から 8 まで（略）</p>	<p>第2 水害予防対策</p> <p>1 から 3 まで（略）</p> <p>4 河川の維持管理</p> <p>(1) 及び (2)（略）</p> <p>(3) 河川の維持規制</p> <p>河川の流水，流量，深淺等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する<u>など</u>の措置を講じ，河川の維持管理の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4)（略）</p> <p>5 から 8 まで（略）</p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
28	<p>9 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>(略)</p> <p>また，県は，その他の河川についても，役場等の所在地に係る河川については，過去の浸水実績を活用する<u>等</u>，河川の状況に応じた簡易な方法も用いて，市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>9 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>(略)</p> <p>また，県は，その他の河川についても，役場等の所在地に係る河川については，過去の浸水実績を活用する<u>など</u>，河川の状況に応じた簡易な方法も用いて，市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。<u>市町村長は，洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について，河川管理者から必要な情報提供，助言等を受けつつ，過去の浸水実績等を把握したときは，これを水害リスク情報として住民，滞在者その他の者へ周知する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
29	<p>10 浸水被害軽減地区</p> <p>(略)</p>	<p>10 浸水被害軽減地区の指定</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
29	<p>11 防災調整池の設置等</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>11 防災調整池の設置等</p> <p>県及び市町村は，防災調整池の設置，透水性舗装の実施，雨水貯留・浸透施設の設置，盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより，流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
29	<p>12 <u>農業用ため池決壊時のハザードマップ作成</u></p> <p>農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。</p>	<p>12 <u>農地防災対策及び農地保全対策</u></p> <p>県及び市町村は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。</p> <p>また、農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
29	<p>13 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築</p> <p><u>複合的な災害にも多層的に備え</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」<u>等</u>を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>多様な</u><u>関係者</u>で、<u>密接な連携体制を構築する。</u></p> <p>14及び15（略）</p>	<p>13 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築</p> <p><u>気候変動による影響を踏まえ</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」、「<u>流域治水協議会</u>」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</u></p> <p>14及び15（略）</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
30	<p>16 <u>貯留機能保全区域</u><u>（略）</u></p>	<p>16 <u>貯留機能保全区域の指定</u><u>（略）</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
30	<p><u>（新設）</u></p>	<p>17 <u>浸水被害防止区域の指定</u></p> <p>都道府県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。</p> <p>18 <u>雨水出水浸水想定区域の指定</u></p> <p>都道府県及び市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>19 <u>超過洪水対策</u></p> <p>県及び市町村は、<u>高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
31	<p>第<u>2</u> 高潮、波浪等災害予防対策</p>	<p>第<u>3</u> 高潮、波浪等災害予防対策</p>	<p>➤ 条項ずれ</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>1及び2（略）</p> <p>3 国土保全事業の施行 （略）</p> <p>(1) 海岸保全事業の施行 （略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 港湾海岸保全 （略）</p> <hr/> <hr/> <p>ハ及びニ（略）</p>	<p>1及び2（略）</p> <p>3 国土保全事業の施行 （略）</p> <p>(1) 海岸保全事業の施行 （略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 港湾海岸保全 （略）</p> <p><u>港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者</u> <u>に情報共有することにより連携を強化する。</u></p> <p>ハ及びニ（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
31	<p>4 海岸保全区域の指定</p> <p>高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する<u>等</u>の措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期する。</p>	<p>4 海岸保全区域の指定</p> <p>高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する<u>など</u>の措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期する。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
31	<p>(新設)</p> <p><u>5</u>（略）</p>	<p><u>5 高潮浸水想定区域の指定</u></p> <p><u>県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸等について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</u></p> <p><u>6</u>（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
31	<p>第<u>3</u> 土砂災害予防対策</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第<u>4</u> 土砂災害予防対策</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p><u>国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
31	<p>(1) 土砂災害危険箇所の調査把握  <u>県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を把握して</u>  <u>基礎調査</u>                      を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。                      (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>等の整備を実施する。</u></p> <p>(1) 土砂災害危険箇所の調査把握                      県は、<u>おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査</u>                      を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。                      (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
33	<p>(3) 市町村の役割                      (略)</p>	<p>(3) 市町村の役割                      (略)</p> <p><u>土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</u></p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
34	<p>(4) 土地利用の適正化                      (略)                      イからニまで (略)</p>	<p>(4) 土地利用の適正化                      (略)                      イからニまで (略)</p> <p><u>なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。</u></p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
35	<p>4から7まで (略)                      8 治山事業</p> <p><u>山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊危険地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するなど山腹崩壊等対策や流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、保安林のもつ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。</u></p>	<p>4から7まで (略)                      8 治山事業</p> <p><u>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国、県及び市町村は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防</u></p>	<p>▶ 条項ずれ                      ▶ 記述の適正化                      ▶ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p><u>止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u> (略)</p> <p>9 (略)</p>	
36	<p>10 <u>土砂等の埋立て等の規制に関する条例による規制</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>第<u>4</u> (略)</p>	<p>10 <u>盛土による災害防止</u></p> <p><u>県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第<u>5</u> (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
38	<p>第<u>5</u> 風雪害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒（統計期間1983年11月～1997年4月）であり、その値は252cm（1996年3月16日）である（<u>2020年</u>8月現在）。</p> <p>また、仙台（仙台管区气象台）における風の観測では、日最大風速（統計期間1926年10月～）の極値は24.0m/s（1997年3月11日）、日最大瞬間風速（統計期間1937年1月～）の極値は41.2m/s（1997年3月11日）で、年間最多風向は北北西（平年値：統計期間<u>1990年～2010年</u>）、日最大風速が10m/s以上の年間日数は<u>54.2日</u>（平年値：統計期間<u>1981年～2010年</u>）となっている（<u>2020年</u>8月現在）。</p>	<p>第<u>6</u> 風雪害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒（統計期間1983年11月～1997年4月）であり、その値は252cm（1996年3月16日）である（<u>2022年</u>8月現在）。</p> <p>また、仙台（仙台管区气象台）における風の観測では、日最大風速（統計期間1926年10月～）の極値は24.0m/s（1997年3月11日）、日最大瞬間風速（統計期間1937年1月～）の極値は41.2m/s（1997年3月11日）で、年間最多風向は北北西（平年値：統計期間<u>1991年～2020年</u>）、日最大風速が10m/s以上の年間日数は<u>51.9日</u>（平年値：統計期間<u>1991年～2020年</u>）となっている（<u>2022年</u>8月現在）。</p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
38	<p>3 道路交通障害への事前対策等</p> <p>道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。また、<u>道路管理者は</u>、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 道路交通障害への事前対策等</p> <p>道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。また、_____大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。</p> <p><u>道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相</u></p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>4 (略)</p>	<p><u>互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。</u></p> <p>4 (略)</p>	
38	<p>5 除雪体制等の整備 (略)</p> <p>さらに、降積雪、気温等の気象状況を収集し、伝達する機器等の整備及び道路利用者へ情報提供する情報板、通信システム等の整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>6から9まで (略)</p> <p>第6 (略)</p>	<p>5 除雪体制等の整備 (略)</p> <p>さらに、降積雪、気温等の気象状況を収集し、伝達する機器等の整備及び道路利用者へ情報提供する情報板、通信システム等の整備を実施する。</p> <p><u>国、県及び市町村は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。</u></p> <p><u>国及び県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供する。</u></p> <p>(略)</p> <p>6から9まで (略)</p> <p>第7 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p> <p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 条項ずれ</p>
43	<p>第7 火山災害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>(1) 県内の活火山 (略)</p> <p>県内では下記3火山が活火山として定義されており、このうち平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実」の必要がある火山」として、県内では栗駒山、蔵王山が選定された。</p> <p>(略)</p>	<p>第8 火山災害予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現況</p> <p>(1) 県内の活火山 (略)</p> <p>県内では下記3火山が活火山として定義されており、このうち平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等」の必要がある火山」として、県内では栗駒山、蔵王山が選定された。</p> <p>(略)</p>	<p>▶ 条項ずれ</p> <p>▶ 記述の適正化</p>
44	<p>(2) 火山の概要 (略)</p> <p>イ 栗駒山 (略) また、平成20年（2008年）6月14日に発生した<u>岩手宮城内陸地震</u>によって、栗駒山の東麓で大規模な地すべりが発</p>	<p>(2) 火山の概要 (略)</p> <p>イ 栗駒山 (略) また、平成20年（2008年）6月14日に発生した<u>平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震</u>によって、栗駒山の東麓で大規模な地すべりが発</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）						修正後						備考		
52	栗駒山 噴火警戒レベル						栗駒山 噴火警戒レベル						※「噴火警報・予報の名称，火山活動，噴火警戒レベルの状況等の一覧表（噴火警戒レベルが運用されている火山の場合）」中，「警戒事項等」を「キーワード」に修正 化 ▶ 記述の適正化		
	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況		住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	(略)	(略)	(略)	(略) 5	(略)	危険な居住地域からの避難等	(略)	(略) 5	(略)	(略)	危険な居住地域からの避難等	(略)		(略)	(略)
				(略) 4	(略)	警戒が必要な居住地域での	(略)	(略) 4	(略)	(略)	警戒が必要な居住地域での	(略)		高齢者等の要配慮者の避難，住民の避難の準備等が必要。	(略)
				(略) 3	(略)	(略) 状況に応じて	(略)	(略) 3	(略)	(略)	(略) 状況に応じて	(略)		高齢者等の要配慮者の避難の準備，	(略)
				(略) 2	(略)				(略) 2	(略)					
(略) 1				(略)				(略) 1	(略)						

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）						修正後						備考		
53	蔵王山 噴火警戒レベル						蔵王山 噴火警戒レベル						➤ 記述の適正化		
	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況		住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
	(略)				(略) 5	(略)					(略) 5	(略)			
					(略) 4	(略)	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	(略)			(略) 4	(略)		警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	(略)
					(略) 3	(略)					(略) 3	(略)			
				(略) 2	(略)					(略) 2	(略)				
				(略) 1	(略)					(略) 1	(略)				
	(二) から (へ) まで (略)						(二) から (へ) まで (略)								
55	(ト) 火山ガス予報 仙台管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。 (チ) (略)						(ト) 火山ガス予報 仙台管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。 (チ) (略)						➤ 記述の適正化		
56	ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達 (イ) 噴火警報等(噴火予報・噴火速報・臨時に発表する火山の状況に関する解説情報)を含む)						ロ 噴火警報等の通知・通報及び伝達 (イ) 噴火警報等(噴火予報・噴火速報・火山の状況に関する解説情報(臨時)を含む)						➤ 記述の適正化		
56	a 通報及び伝達の内容 (a) 仙台管区气象台 (略) また、栗駒山、蔵王山についての火山活動の状況に応じ						a 通報及び伝達の内容 (a) 仙台管区气象台 (略) また、栗駒山、蔵王山についての火山活動の状況に応じ						➤ 記述の適正化		



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	(2) (略)	(2) (略)	
60	(3) 広域避難の調整 火山災害の発生による避難に関し、県又は市町村の区域を越えた広域的な避難が必要な場合の調整については、第3章第14節第1.1「広域避難者への支援」によるものとする。 (4) 及び (5) (略)	(3) 広域避難の調整 火山災害の発生による避難に関し、県又は市町村の区域を越えた広域的な避難が必要な場合の調整については、第3章第14節第1.2「広域避難者への支援」によるものとする。 (4) 及び (5) (略)	▶ 記述の適正化
65	第4節 ライフライン施設等の予防対策 第1及び第2 (略) 第3 下水道施設 (略) 1から3まで (略) (新設)  第4 (略)	第4節 ライフライン施設等の予防対策 第1及び第2 (略) 第3 下水道施設 (略) 1から3まで (略) <u>4 浸水被害の軽減</u> <u>県及び市町村及び地方公共団体は、特定都市河川流域や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。</u> 第4 (略)	▶ 記述の適正化
66	第5 電力施設 (略) 1 (略) 2 風雪害対策 (略)      3及び4 (略) 第6 (略)	第5 電力施設 (略) 1 (略) 2 風雪害対策 (略) <u>県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。</u> 3及び4 (略) 第6 (略)	▶ 記述の適正化
68	第7 電信・電話施設 1 設備の災害予防 (略) (1) 電気通信施設の <u>防火・水防・豪雪</u> 対策 イからハまで (略)	第7 電信・電話施設 1 設備の災害予防 (略) (1) 電気通信施設の <u>災害予防</u> 対策 イからハまで (略)	▶ 記述の適正化 ▶ 条項ずれ

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>(新設)</p> <p>三 (略) ホ (略) (2) 及び (3) (略) 2から4まで (略) 第8 (略)</p>	<p>ニ 県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。</p> <p>ホ (略) ハ (略) (2) 及び (3) (略) 2から4まで (略) 第8 (略)</p>	
69	<p>第9 廃棄物処理施設</p> <p>1 処理施設の耐震化等 市町村及び一部事務組合並びに廃棄物処理業者は、耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む）や風水害等の災害を考慮して 浸水対策を行う。 (略) 2から4まで (略)</p>	<p>第9 廃棄物処理施設</p> <p>1 処理施設の浸水対策等 市町村及び一部事務組合並びに廃棄物処理業者は、 風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。 (略) 2から4まで (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
71	<p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>イ 総合防災訓練、講演会等の実施</p> <p>県及び市町村は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。</p>	<p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>イ 総合防災訓練、講演会等の実施</p> <p>県及び市町村は、住民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、住民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民等に周知させる。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
72	<p>ロ 防災とボランティア関連行事の実施                      県及び市町村は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く<u>地元住民</u>を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p>	<p>ロ 防災とボランティア関連行事の実施                      県及び市町村は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く<u>住民等</u>を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
74	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮                      イ (略)                      ロ 観光客等への対応                      市町村は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市町村及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する<u>等</u>、広報に努める。</p> <p>(6) から (8) まで (略)</p>	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮                      イ (略)                      ロ 観光客等への対応                      市町村は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市町村及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する<u>など</u>、広報に努める。</p> <p>(6) から (8) まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
76	<p>第3 学校等教育機関における防災教育                      1 から 8 まで (略)                      (新設)</p>	<p>第3 学校等教育機関における防災教育                      1 から 8 まで (略)  <u>9 県及び市町村並びに教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
79	<p>第6節 防災訓練の実施                      第1 (略)                      第2 防災訓練の実施とフィードバック                      1 (略)                      2 地域の実情に応じた内容  <u>                    </u>防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとし、災害発生後の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。(略)</p>	<p>第6節 防災訓練の実施                      第1 (略)                      第2 防災訓練の実施とフィードバック                      1 (略)                      2 地域の実情に応じた内容  <u>県及び市町村は、</u>防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとし、災害発生後の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
79	<p>3 目的及び内容の明確な設定  <u>                    </u>防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定（火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。                      (略)</p>	<p>3 目的及び内容の明確な設定  <u>県及び市町村は、</u>防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定（火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。                      (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	4及び5（略）	4及び5（略）	
82	<p>第3から第5まで（略） （新設）</p> <p>第6（略） 第7（略） 第8（略）</p>	<p>第3から第5まで（略）</p> <p><u>第6 救助・救急関係機関の教育訓練</u> 救助・救急関係省庁，地方公共団体及び関係事業者は，職員<span style="color:red">の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。</span></p> <p>第7（略） 第8（略） 第9（略）</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正 ▶ 条項ずれ</p>
86	<p>第7節 地域における防災体制</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1（略）</p> <p>2 災害発生時の活動 （1）から（3）まで（略） （4）避難の実施 市町村長又は警察官等から避難情報が発令された場合には，住民に対して周知徹底を図り，迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。（略） （5）及び（6）（略）</p> <p>3（略） 第5（略）</p>	<p>第7節 地域における防災体制</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1（略）</p> <p>2 災害発生時の活動 （1）から（3）まで（略） （4）避難の実施 市町村長又は警察官若しくは海上保安官等から避難の指示等が行われた場合には，住民に対して周知徹底を図り，迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。（略） （5）及び（6）（略）</p> <p>3（略） 第5（略）</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
89	<p>第8節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備（略）</p> <p>また，県及び市町村は，防災ボランティアの活動環境として，行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し，平常時の登録，<u>研修や訓練の制度，災害時における災害ボランティア活動の受入れや，調整を行う体制，災害ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに，そのための意見交換を行</u></p>	<p>第8節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備（略）</p> <p>また，県及び市町村は，防災ボランティアの活動環境として，行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し，平常時の登録，<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度，災害時における災害ボランティア活動の受入れや，調整を行う体制，災害ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに，そのための意見交換を行</u></p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	(2) (略)	(2) (略)	
108	<p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止                      県災害対策本部は、県内に _____ 相当規模以上の<u>災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</u>において、知事が必要と認めたときに設置（ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。                      (略)</p> <p>(4) 及び (5) (略)                      2及び3 (略)</p>	<p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止                      県災害対策本部は、県内に<u>おける</u>相当規模以上の<u>災害時</u> _____ において、知事が必要と認めたときに設置（ただし、県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。                      (略)</p> <p>(4) 及び (5) (略)                      2及び3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
110	<p>4 県職員の動員配備                      (1) から (4) まで (略)                      (5) 被災市町村への職員の派遣                      (略)                      イ 初動派遣職員                      被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等）を収集し、<u>被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）</u>又は持参した衛星携帯電話により、地方支部<u>及び地域部</u>等に _____ 報告する。 _____ (略)</p>	<p>4 県職員の動員配備                      (1) から (4) まで (略)                      (5) 被災市町村への職員の派遣                      (略)                      イ 初動派遣職員                      被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等）を収集し、<u>防災行政無線電話・防災行政無線FAX</u> _____ 又は持参した衛星携帯電話により、地方支部 _____ 等に<u>迅速かつ正確に</u>報告する。<u>被災市町村において災害対策本部が設置された場合は、本部会議の内容等についても情報収集を行う。</u>(略)</p>	<p>➤ 「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」の改正</p>
110	<p><u>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣</u>  <u>被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣することができる。</u>  <u>なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</u>                      (略)</p> <p>△ (略)                      (6) から (8) まで (略)                      5 (略)                      第3 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>□ (略)                      (6) から (8) まで (略)                      5 (略)                      第3 (略)</p>	<p>➤ 「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」の改正                      ➤ 条項ずれ</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
112	<p>第4 防災関係機関等の配備体制</p> <p>1 防災関係機関の体制整備</p> <p>災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第5から第9まで （略）</p>	<p>第4 防災関係機関等の配備体制</p> <p>1 防災関係機関の体制整備</p> <p>災害時において、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第5から第9まで （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
115	<p>第12節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1から3まで （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第12節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1から3まで （略）</p> <p><u>4 国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</u></p> <p><u>5 県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
115	<p><u>4 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災拠点の整備・充実に努める。</u></p>	<p><u>6 防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災拠点の整備・充実に努める。</u></p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
115	<p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。(略)</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等</u>の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。(略)</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
116	<p>4 <u>  </u>及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p> <p>第4から第6まで（略）</p>	<p>4 <u>県</u>及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p> <p>第4から第6まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
120	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 医療相互応援体制の整備</p> <p>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する<u>等</u>医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>第7（略）</p>	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 医療相互応援体制の整備</p> <p>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する<u>など</u>医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>第7（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
122	<p>第8 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備</p> <p>緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知）並びに「<u>緊急消防援助隊運用要綱</u>」（平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知）に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊などを事前に登録し、消防庁長官の求め又は指示に応じて大規模災害時に被災地に出動する。</p> <p>県は「宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成<u>26</u>年<u>4</u>月）」を策定しており、この計画に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図ることとする。</p> <p>第9から第15まで（略）</p>	<p>第8 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備</p> <p>緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知）並びに「<u>緊急消防援助隊の運用に関する要綱</u>」（平成16年3月26日付け消防震第19号消防庁長官通知）に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊などを事前に登録し、消防庁長官の求め又は指示に応じて大規模災害時に被災地に出動する。</p> <p>県は「宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成<u>16</u>年<u>8</u>月）」を策定しており、この計画に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図ることとする。</p> <p>第9から第15まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
125	<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) <u>医療救護</u>活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、<u>医療救護</u>活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p>	<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) <u>保健医療</u>活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、<u>保健医療</u>活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）			修正後			備考
125	名称	設置・出務場所	業務内容	名称	設置・出務場所	業務内容	▶ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
	<u>災害医療本部</u>	<u>災害医療本部</u> 内	<u>医療救護</u> 全体の調整	<u>保健医療調整本部</u>	<u>保健医療調整本部</u> 内	<u>保健医療活動</u> 全体の調整	
	宮城県DMAT調整本部	<u>災害医療本部</u> 内	(略)	宮城県DMAT調整本部	<u>保健医療調整本部</u> 内	(略)	
	日赤救護班活動調整本部	<u>災害医療本部</u> 内		日赤救護班活動調整本部	<u>保健医療調整本部</u> 内		
	k 派遣調整本部	<u>災害医療本部</u> 内		医療救護班派遣調整本部	<u>保健医療調整本部</u> 内		
	(略)			(略)			
	<u>地域災害医療支部</u>	被災地の <u>保健福祉事務所</u>	<u>地域医療救護</u> 全体の調整	<u>地域保健医療調整本部</u>	被災地の <u>保健所</u>	<u>管内の保健医療活動</u> 全体の調整	
	(略)			(略)			
	<u>地域災害医療連絡会議</u>	被災地の <u>保健福祉事務所</u>	<u>医療救護活動</u> の情報共有	<u>地域災害保健医療連絡会議</u>	被災地の <u>保健所</u>	<u>保健医療活動</u> の情報共有	
	災害医療コーディネーター	<u>災害医療本部</u> 内 設置： <u>地域災害医療支部</u> 出務： <u>災害拠点病院又は中核的医療機関</u>	<u>医療救護活動</u> の調整 <u>地域での医療活動の調整</u>	災害医療コーディネーター	<u>保健医療調整本部</u> 内	<u>保健医療活動</u> の調整  (削除)	
県災害薬事コーディネーター	<u>災害医療本部</u> 内	(略)	県災害薬事コーディネーター	<u>保健医療調整本部</u> 内	(略)		
地域災害薬事連絡調整員	<u>地域災害医療支部</u> 内		地域災害薬事連絡調整員	<u>地域保健医療調整本部</u> 内			
災害時小児周産期リエゾン	<u>災害医療本部</u> 内等		災害時小児周産期リエゾン	<u>保健医療調整本部</u> 内			
125	(図略)			(図略) ※「宮城県災害医療救護体制図」を「宮城県保健医療調整本部体制図」に差替			▶ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行 <未>
126	(2) <u>災害医療本部</u> イ 県災害対策本部（本部長：知事）のもとで、 <u>医療部門</u> の総合調整を行う。 また、市町村の <u>医療救護</u> 活動の支援を行う。			(2) <u>保健医療調整本部</u> イ 県災害対策本部（本部長：知事）のもとで、 <u>保健医療活動</u> の総合調整を行う。 また、市町村の <u>保健医療</u> 活動の支援を行う。			▶ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
126	ロ 本部長は <u>保健福祉部副部長（技術担当）</u> 、副本部長は <u>医療政策課長</u> とする。 本部員は <u>健康推進課長、疾病・感染症対策課長、障害福祉課長及び薬務課長</u> とし、事務局は <u>医療政策課及び関係各課室</u> の職員とする。			ロ 本部長は <u>保健福祉部長</u> 、副本部長は <u>保健福祉部副部長</u> とする。 本部員は <u>保健福祉部各課室の長及び災害医療コーディネーター</u> とし、事務局は <u>保健福祉総務課及び医療政策課</u> の職員とする。			▶ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行





宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
128	(新設)	△ 地域保健医療調整本部に、地域災害薬事連絡調整員を置き、災害時の管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理を行う。	➤ 記述の適正化
128	△ 地域災害医療支部及び地域災害医療連絡会議は、当該地域において医療救護活動が行われる間 設置する。 (4) (略)	ト 地域保健医療調整本部 は、当該地域において保健医療活動が概ね完了するまで設置する。 (4) (略)	➤ 条項ずれ ➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
131	(5) 宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部 イ DMATの派遣を要請した場合には、災害医療本部 内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。	(5) 宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部 イ DMATの派遣を要請した場合には、保健医療調整本部内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
131	ロ 宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から災害医療本部長 が任命する。 ハからホまで (略)	ロ 宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から保健医療調整本部長が任命する。 ハからホまで (略)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
131	(6) 日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部 イ 日赤救護班の派遣を要請した場合には、災害医療本部 内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。 ロからホまで (略) (7) から (9) まで (略)	(6) 日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部 イ 日赤救護班の派遣を要請した場合には、保健医療調整本部内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。 ロからホまで (略) (7) から (9) まで (略)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
132	2 市町村の役割 (1) 医療救護活動の担当部門の設置 イ 市町村は、災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、市町村災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。 ロ (略)	2 市町村の役割 (1) 保健医療活動の担当部門の設置 イ 市町村は、災害が発生したときに円滑な保健医療活動を実施するために、市町村災害対策本部内に保健医療を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。 ロ (略)	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
132	ハ 市町村は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部 への連絡方法についてあらかじめ決めておく。	ハ 市町村は、医療救護体制について県が設置した地域保健医療調整本部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。	➤ 記述の適正化 ➤ 「宮城県保

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
			健医療調整本部設置要綱」の施行
133	<p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 市町村は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>地域災害医療支部</u> に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入に係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 市町村は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>地域保健医療調整本部</u> に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入に係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
133	<p>(4) 医療救護班の編成</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所（保健所）へ報告する（仙台市は<u>県医療政策課</u> へ）。変更した場合も同様とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(4) 医療救護班の編成</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所（保健所）へ報告する（仙台市は<u>県保健医療調整本部</u> へ）。変更した場合も同様とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
134	<p>4 在宅要医療患者の医療救護体制</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> (略)</p>	<p>4 在宅要医療患者の医療救護体制</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
134	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>1 災害時情報伝達手段の確保</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ロ</u> 災害拠点病院は、<u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</p> <p><u>ハ</u> (略)</p>	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>1 災害時情報伝達手段の確保</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> 災害拠点病院は、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止</p>
134	<p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>イ <u>県災害医療本部</u> は、<u>地域災害医療支部</u> 及び災害拠点病院からの情</p>	<p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>イ <u>保健医療調整本部</u> は、<u>地域保健医療調整本部</u> 及び災害拠点病院からの情</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>報を収集し、整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。</p>	<p>報を収集し、整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。</p>	<p>網」の施行</p>
134	<p>ロ <u>地域災害医療支部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、<u>県災害医療本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。</p>	<p>ロ <u>地域保健医療調整本部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、<u>保健医療調整本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
135	<p>(2) <u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> による連絡体制 イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、<u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> により行う。<u>あらかじめ医療機関の被災状況及び活動状況等の事項について定めておく。</u></p>	<p>(2) <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> による連絡体制等 イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> により行う。</p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止</p>
135	<p>(表略)</p>	<p>(表略) ※表「宮城県救急医療情報システム」を削除</p>	<p>➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止</p>
135	<p>(3) <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備</u> <u>災害医療本部</u> 及び<u>地域災害医療支部</u> は、DMATの活動状況について、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS：イームス）</u> の情報から収集するほか、直接DMATなどの医療救護<u>班</u> からの支援情報を収集し、関係機関と情報の共有を行う。</p>	<p><u>保健医療調整本部</u> 及び<u>地域保健医療調整本部</u> は、DMATの活動状況について、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> の情報から収集するほか、直接DMATなどの医療救護<u>活動チーム</u> からの支援情報を収集し、関係機関と情報の共有を行う。</p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止 ➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
135	<p>3 研修・訓練の実施 県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害・救急医療情報システム</u> の操作等の研修・訓練を定期的に行う。 第4 (略)</p>	<p>3 研修・訓練の実施 県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u> の操作等の研修・訓練を定期的に行う。 第4 (略)</p>	<p>➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
136	(図略)	(図略) ※「広域災害・救急医療情報システム全体図」中、「広域災害・救急医療情報システム」を「 <u>広域災害救急医療情報システム</u> 」に修正	▶ 記述の適正化 <未>
137	第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施 県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、 <u>災害医療本部</u> 、DMAT活動調整本部、 <u>地域災害医療支部</u> 、 <u>地域災害医療連絡会議</u> の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。 (略)	第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施 県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、 <u>保健医療調整本部</u> 、DMAT活動調整本部、 <u>地域保健医療調整本部</u> 、 <u>地域災害保健医療連絡会議</u> の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。 (略)	▶ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
137	第6 心のケア体制の整備 県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）調整本部を庁内に設置し、 <u>有識者で構成する心のケア対策会議においてチーム編成等の調整を行い、速やかに</u> <u>DPAT</u> を被災地に派遣する。 第7 (略)	第6 心のケア体制の整備 県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）調整本部を庁内に設置して、 <u>_____</u> <u>_____</u> チーム編成等の調整を行い、 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u> を被災地に派遣する。 第7 (略)	▶ 記述の適正化
140	第15節 緊急輸送体制の整備  <主な実施機関> 県（復興・危機管理部，企画部， <u>_____</u> 農政部，水産林政部，土木部）， 県警察本部，東北地方整備局，（公社）宮城県トラック協会 <u>_____</u>	第15節 緊急輸送体制の整備  <主な実施機関> 県（復興・危機管理部，企画部， <u>経済商工観光部</u> ，農政部，水産林政部，土木部）， 県警察本部，東北地方整備局，（公社）宮城県トラック協会， <u>宮城県倉庫協会</u>	▶ 記述の適正化
140	第1及び第2 (略) 第3 緊急輸送道路の確保 1 (略) 2 緊急輸送道路の確保及び整備 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>	第1及び第2 (略) 第3 緊急輸送道路の確保 1 (略) 2 緊急輸送道路の確保及び整備 <u>国，県及び市町村は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，空港，港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路防災対策等を通じて，強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，国が促進する一般送配電事業者，電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ，無電柱化の促進を図るものとする。</u>	▶ 防災基本計画の修正



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4から第7まで (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4から第7まで (略)</p>	
151	<p>第8 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設等における対応</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p><u>(4) 感染症の自宅療養者への対応</u></p> <p><u>県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第8 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 社会福祉施設等における対応</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>▶ 記述の適正化（移設）</p>
151	<p>4 在宅者対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難支援に配慮した方策の検討</p> <p>市町村は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する<u>等</u>、避難支援に配慮した方策の検討を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 在宅者対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難支援に配慮した方策の検討</p> <p>市町村は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する<u>など</u>、避難支援に配慮した方策の検討を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
151	<p>(新設)</p>	<p><u>(4) 感染症の自宅療養者への対応</u></p> <p><u>県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	<p>▶ 記述の適正化（移設）</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>とに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、_____パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供_____にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>（略）</p>	<p>とに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、<u>簡易ベッド</u>、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、<u>食物アレルギーを有する者等</u>にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>（略）</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
155	<p>6 避難所の運営・管理</p> <p>_____避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における_____生活環境の<u>より一層の向上を図るため</u>、<u>必要に応じ、市町村、各避難所運営者は、</u>専門家_____等との定期的な情報交換に努める。（略）</p> <p>（1）から（4）まで （略）</p>	<p>6 避難所の運営・管理</p> <p><u>市町村及び各避難所の運営者は、</u>避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（平成25年8月策定）を参考にしながら、避難所における<u>良好な</u>生活環境の<u>継続的な確保の_____</u>ために、_____専門家、<u>NPO・ボランティア等</u>との定期的な情報交換に努める。（略）</p> <p>（1）から（4）まで （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>
155	<p>（5） 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月_____）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておくこと。</p> <p>（6）から（9）まで （略）</p>	<p>（5） 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月<u>策定</u>）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておくこと。</p> <p>（6）から（9）まで （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
156	<p>（10） （略）</p> <p>感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、<u>県が作成した</u>「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月_____）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>（11） （略）</p> <p>7及び8 （略）</p>	<p>（10） （略）</p> <p>感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、<u>県の_____</u>「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月<u>策定</u>）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>（11） （略）</p> <p>7及び8 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
157	<p>9 福祉避難所の確保</p> <p>（1） 福祉避難所の<u>整備及び指定</u></p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困</p>	<p>9 福祉避難所の確保</p> <p>（1） 福祉避難所の<u>指定及び整備</u></p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>





宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
176	<p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約19,000人（平成28年末日現在）となっている。</p> <p>（略）</p>	<p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約21,000人（令和3年末日現在）となっている。</p> <p>（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
177	<p>第4 旅行者への支援対策</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 外国人旅行者の安全確保</p> <p>（略）このため、県及び市町村は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月_____国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。</p>	<p>第4 旅行者への支援対策</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 外国人旅行者の安全確保</p> <p>（略）このため、県及び市町村は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月策定、国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
178	<p>第20節 複合災害対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>第3（略）</p>	<p>第20節 複合災害対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>第3（略）</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
181	<p>第21節 災害廃棄物対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 処理体制</p> <p>1（略）</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市町村が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>第21節 災害廃棄物対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 処理体制</p> <p>1（略）</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市町村が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、_____必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。なお、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Wa</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>3及び4（略）</p>	<p><u>ste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</u></p> <p>3及び4（略）</p>	
188	<p>第22節 災害種別毎予防対策 第1及び第2（略） 第3 危険物等災害予防対策 1 目的 （略） このため、県及び消防関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する<u>等</u>、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。（略） 2（略）</p>	<p>第22節 災害種別毎予防対策 第1及び第2（略） 第3 危険物等災害予防対策 1 目的 （略） このため、県及び消防関係機関は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する<u>など</u>、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。（略） 2（略）</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
190	<p>第4 海上災害予防対策 1（略） 2 船舶の安全な運航等の確保 （1）（略） <u>（新設）</u>  <u>（2）</u>（略）</p>	<p>第4 海上災害予防対策 1（略） 2 船舶の安全な運航等の確保 （1）（略） <u>（2） 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。</u> <u>（3）</u>（略）</p>	<p>▶ 記述の適正化 ▶ 条項ずれ</p>
191	<p>3（略） 4 防災関係機関相互の応援体制 第二管区海上保安本部、県及び市町村は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する<u>等</u> 平常時から連携を強化しておく。</p>	<p>3（略） 4 防災関係機関相互の応援体制 第二管区海上保安本部、県及び市町村は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する<u>など</u> 平常時から連携を強化しておく。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
191	<p>5 捜索、救助、救急及び医療活動 （1） 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、<u>必要に応じ</u> 情報交換を行うよう努める。 （2）（略） 6から10まで（略）</p>	<p>5 捜索、救助、救急及び医療活動 （1） 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、<u>平時から</u> 情報交換を行うよう努める。 （2）（略） 6から10まで（略）</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	第5及び第6（略）	第5及び第6（略）	
196	第7 道路災害予防対策 1から4まで（略） 5 防災関係機関相互の応援体制 （1） 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する <u>等</u> 平常時より連携を強化しておく。 （2）及び（3）（略） 6から10まで（略）	第7 道路災害予防対策 1から4まで（略） 5 防災関係機関相互の応援体制 （1） 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する <u>など</u> 平常時より連携を強化しておく。 （2）及び（3）（略） 6から10まで（略）	▶ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考																												
	<b>第3章 災害応急対策</b>	<b>第3章 災害応急対策</b>																													
197	<p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災気象情報</p> <p>仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを「<u>防災気象情報</u>」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災気象情報</p> <p>仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを「<u>防災気象情報</u>」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>																												
198	<p>1 防災気象情報及びその活用</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="241 667 1061 1230"> <tr> <td data-bbox="248 715 472 778">大雨特別警報</td> <td data-bbox="472 715 1055 778">大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい<u>                    </u>ときに発表される。(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 778 472 842">大雪特別警報</td> <td data-bbox="472 778 1055 842">大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい<u>                    </u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 842 472 906">暴風特別警報</td> <td data-bbox="472 842 1055 906">暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい<u>                    </u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 906 472 1034">(略) 暴風雪特別警報</td> <td data-bbox="472 906 1055 1034">雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい<u>                    </u>ときに発表される。 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1034 472 1098">波浪特別警報</td> <td data-bbox="472 1034 1055 1098">高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい<u>                    </u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1098 472 1225">高潮特別警報</td> <td data-bbox="472 1098 1055 1225">台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>                    </u> <u>                    </u>ときに発表される。(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="241 1273 1061 1390"> <tr> <td data-bbox="248 1313 472 1390">(略) 洪水注意報</td> <td data-bbox="472 1313 1055 1390">河川の上流域での降雨や融雪<u>などにより河川が増水し</u> <u>                    </u>、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。</td> </tr> </table>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。(略)	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。	(略) 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。 (略)	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>                    </u> <u>                    </u> ときに発表される。(略)	(略) 洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪 <u>などにより河川が増水し</u> <u>                    </u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。	<p>1 防災気象情報及びその活用</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1137 667 1957 1230"> <tr> <td data-bbox="1144 715 1368 778">大雨特別警報</td> <td data-bbox="1368 715 1951 778">大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 778 1368 842">大雪特別警報</td> <td data-bbox="1368 778 1951 842">大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 842 1368 906">暴風特別警報</td> <td data-bbox="1368 842 1951 906">暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 906 1368 1034">(略) 暴風雪特別警報</td> <td data-bbox="1368 906 1951 1034">雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表され る。(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1034 1368 1098">波浪特別警報</td> <td data-bbox="1368 1034 1951 1098">高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1098 1368 1225">高潮特別警報</td> <td data-bbox="1368 1098 1951 1225">台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>と予想され</u> <u>た</u>ときに発表される。(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1137 1273 1957 1390"> <tr> <td data-bbox="1144 1313 1368 1390">(略) 洪水注意報</td> <td data-bbox="1368 1313 1951 1390">河川の上流域での降雨や融雪<u>等による</u> <u>河川が増水によ</u> <u>り</u>、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。</td> </tr> </table>	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。	(略) 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表され る。(略)	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想され</u> <u>た</u> ときに発表される。(略)	(略) 洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪 <u>等による</u> <u>河川が増水によ</u> <u>り</u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 「避難情報に関するガイドライン」の更新</p>
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。(略)																														
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。																														
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。																														
(略) 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。 (略)																														
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>                    </u> ときに発表される。																														
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>                    </u> <u>                    </u> ときに発表される。(略)																														
(略) 洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪 <u>などにより河川が増水し</u> <u>                    </u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。																														
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)																														
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。																														
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。																														
(略) 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表され る。(略)																														
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。																														
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため 重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想され</u> <u>た</u> ときに発表される。(略)																														
(略) 洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪 <u>等による</u> <u>河川が増水によ</u> <u>り</u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発 表される。																														

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）		修正後		備考
		避難に備え、 <u>ハザードマップ等により</u> 災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		避難に備え、 <u>ハザードマップによる</u> 災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	(略)		(略)		
	風雪注意報	(略)「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	風雪注意報	(略)「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	
	(略)		(略)		
	高潮注意報	台風や低気圧等により海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。(略)	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。(略)	
	(略)		(略)		
	低温注意報	(略) 具体的には、低温のため農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	低温注意報	(略) 具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	
	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) ・「非常に危険」（ <u>うす紫</u> ）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略) ※「極めて危険」（ <u>濃い紫</u> ）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（ <u>黒</u> ）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「 <u>    </u> 危険」（ <u>    紫</u> ）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	
	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略)	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（ <u>黒</u> ）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	(略) ・「非常に危険」（ <u>うす紫</u> ）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	(略) ・「災害切迫」（ <u>黒</u> ）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「 <u>    </u> 危険」（ <u>    紫</u> ）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報<sup>情報</sup>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市，栗原市，大崎市，大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。(略)</p> <p>(略)</p> <p>記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中<u>の二次細分区域において、</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>キキクル<u>_____</u>の「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）が出現し、<u>かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに</u>、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>	<p>(略)</p> <p>土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示<sup>指示</sup>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市，栗原市，大崎市，大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。(略)</p> <p>(略)</p> <p>記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に<u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「_____危険」（_____紫）が出現している場合</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>	
	<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、<u>_____</u>重大な災害が<u>起こる</u>おそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市，栗原市，大崎市，大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量，風速，潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や<u>低地</u>の浸水，中小河川の増水・氾濫，竜巻等による激しい突風，落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」，「竜巻<u>確度発生</u>ナウキャスト」等で発表される。</p>	<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、<u>予想される現象が特に異常であるため</u>重大な災害が<u>発生する</u>おそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市，栗原市，大崎市，大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量，風速，潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や<u>低い土地</u>の浸水，中小河川の増水・氾濫，竜巻等による激しい突風，落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」，「竜巻<u>発生確度</u>ナウキャスト」等で発表される。</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考																						
	(略) (注3)及び(注4) (略) (別表1) (略)	(略) (注3)及び(注4) (略) (別表1) (略)																							
203	(表略)	(表略) ※「(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表」, 「(別表3) 大雨警報基準」, 「(別表4) 洪水警報基準」, 「(別表5) 大雨注意報基準」, 「(別表6) 洪水注意報基準」, 「(別表7) 高潮警報・注意報基準」及び「(別表8) 水防活動用警報・注意報」を最新の情報に更新	▶ 記述の適正化 <未>																						
213	2 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報 (略) (1) 洪水予報の種類 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動<u>等</u>が必要となる。(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状況が継続している</u>ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況<u>であり</u>、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	(略)			洪水警報	氾濫発生情報	(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動 <u>等</u> が必要となる。(略)	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状況が継続している</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 <u>であり</u> 、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)	(略)			2 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報 (略) (1) 洪水予報の種類 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動<u>等</u>が必要となる。(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u>ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況<u>であり</u>、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	(略)			洪水警報	氾濫発生情報	(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動 <u>等</u> が必要となる。(略)	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 <u>であり</u> 、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)	(略)			▶ 記述の適正化 ▶ 「避難情報に関するガイドライン」の更新
(略)																									
洪水警報	氾濫発生情報	(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動 <u>等</u> が必要となる。(略)																							
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状況が継続している</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 <u>であり</u> 、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)																							
(略)																									
(略)																									
洪水警報	氾濫発生情報	(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動 <u>等</u> が必要となる。(略)																							
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 <u>であり</u> 、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)																							
(略)																									
215	(2) 洪水予報を行う河川名とその区域 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>吉田川</td> <td>竹林川</td> <td>富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先（新田橋）から吉田川への合流点まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> 3から5まで (略)	(略)			吉田川	竹林川	富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先（新田橋）から吉田川への合流点まで	(略)			(2) 洪水予報を行う河川名とその区域 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>吉田川</td> <td>竹林川</td> <td>富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先（新田橋）から吉田川への合流点まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> 3から5まで (略)	(略)			吉田川	竹林川	富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先（新田橋）から吉田川への合流点まで	(略)			▶ 記述の適正化				
(略)																									
吉田川	竹林川	富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先（新田橋）から吉田川への合流点まで																							
(略)																									
(略)																									
吉田川	竹林川	富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先（新田橋）から吉田川への合流点まで																							
(略)																									

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
224	第3 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報 （略） （図略）	第3 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報 （略） （図略） ※「水防警報伝達系統図（知事が発令する場合）」中、「 <u>危機対策課</u> 」を「 <u>復興・危機管理総務課</u> 」に修正	▶ 組織改編
225	第4 土砂災害警戒情報 県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の規程による避難のための立退きの <u>勧告又は</u> 指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区気象台と共同で発表する。 （略） 第5 （略）	第4 土砂災害警戒情報 県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第1項の規程による避難のための立退き_____指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区気象台と共同で発表する。 （略） 第5 （略）	▶ 記述の適正化
226	（図略）	（図略） ※「気象警報等の伝達系統図」を最新の情報に更新	▶ 記述の適正化 <未>
227	第2節 情報の収集・伝達 第1 目的 災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。	第2節 情報の収集・伝達 第1 目的 災害時において_____, 円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。	▶ 記述の適正化
227	第2 情報収集・伝達 （略） 1 被害の収集・伝達 (1) 及び (2) （略） (3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の把握に努める。 また、行方不明として把握した者が、他市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。	第2 情報収集・伝達 （略） 1 被害の収集・伝達 (1) 及び (2) （略） (3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市町村は、住民登録_____の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の把握に努める。 また、行方不明として把握した者が、他市町村に住民登録_____を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。	▶ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
227	<p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p><u>(4) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
229	<p>4 災害情報等の交換</p> <p>(1) 災害情報の種類 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合</u>において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること</p> <p>ハ及びニ (略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>4 災害情報等の交換</p> <p>(1) 災害情報の種類 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>災害時</u>において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること</p> <p>ハ及びニ (略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
232	<p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <p>第1から第5まで (略)</p> <p>第6 災害時の通信連絡</p> <p>1 (略)</p> <p>2 非常時の通信の確保</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> 県及び電気通信事業者は、携帯電話や<u>衛星通信</u>等<u>の移動通信回線</u>の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努め</p>	<p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <p>第1から第5まで (略)</p> <p>第6 災害時の通信連絡</p> <p>1 (略)</p> <p>2 非常時の通信の確保</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 県及び電気通信事業者は、携帯電話・<u>衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（PS-LTE）、業務用移動通信、アマチュア無線</u>等の移動通信系<u>の活用</u>による緊急情報連絡用の回線設定に努め</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>る。</p> <p>二 (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7 (略)</p>	<p>る。</p> <p><u>なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7 (略)</p>	
241	<p>第5節 防災活動体制</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>このため、県、市町村、<u>防災関係機関は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合</u>、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 防災活動体制</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>このため、県、市町村<u>及び防災関係機関は、災害時には</u>、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
241	<p>第2 初動対応の基本的考え方</p> <p>県、市町村、<u>及び防災関係機関</u>においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p>	<p>第2 初動対応の基本的考え方</p> <p>県、市町村、<u>及び防災関係機関</u>においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
241	<p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制</p> <p>県内全域で<u>相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合</u>は、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。</p> <p>(略)</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	<p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制</p> <p>県内全域<u>における相当規模以上の災害時に</u>は、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。</p> <p>(略)</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
242	<p>(4) 非常配備（3号）</p> <p><u>災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合</u>において知事が必要と認めるときは、「宮城県災害対策本部要綱」<u>に基づき</u>、宮城県災害対策本部を設置し、非常配備体制（3号）を敷く。</p> <p>ただし、<u>災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がること</u>が予想される場合、知事は<u>速やかに</u>災害対策本部を<u>設置する</u>。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(4) 非常配備（3号）</p> <p><u>災害時</u> <u>において</u>知事が必要と認めるときは、「宮城県災害対策本部要綱」<u>(昭和56年5月15日施行)</u>に基づき、宮城県災害対策本部を設置し、非常配備体制（3号）を敷く。</p> <p>ただし、<u>県内に特別警報が発表されたときは、同要綱に基づき、</u><u>災害対策本部を自動的に設置する。</u></p> <p>(5) 及び (6) (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 「災害対策警戒配備要領」の改正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考																																
242	<p>(6) 勤務時間外の自主配備 休日、夜間等勤務時間外に上記配備，本部設置等に該当する<u>災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合</u>，各々所定の人員は自主的に登庁し，配備につく。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(6) 勤務時間外の自主配備 休日、夜間等勤務時間外に上記配備，本部設置等に該当する<u>災害時等には</u>，各々所定の人員は自主的に登庁し，配備につく。</p> <p>2 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>																																
243	<p>3 災害対策本部の運用 (1) (略)</p> <p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>本部・地方支部等体制</th> <th>会議構成</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="text-align: center;">0号</td> <td> <p>_____ 特に関係ある部課(所)の所要人員で，災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。</p> </td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>_____ <u>関係部局連絡員</u></p> <p>_____ <u>関係公所連絡員</u></p> <p>_____ <u>関係公所連絡員</u></p> <p>_____ <u>関係部局長</u></p> <p>_____ <u>関係公所長</u></p> <p>_____ <u>関係公所長</u></p> </td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1号</td> <td> <p>_____ 関係部(局)の主管課長補佐(総括担当)及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号</td> <td> <p>_____ 関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とす</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	会議構成	備考	(略)	0号	<p>_____ 特に関係ある部課(所)の所要人員で，災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。</p>	(略)	<p>_____ <u>関係部局連絡員</u></p> <p>_____ <u>関係公所連絡員</u></p> <p>_____ <u>関係公所連絡員</u></p> <p>_____ <u>関係部局長</u></p> <p>_____ <u>関係公所長</u></p> <p>_____ <u>関係公所長</u></p>	(略)	1号	<p>_____ 関係部(局)の主管課長補佐(総括担当)及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。</p>	2号	<p>_____ 関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とす</p>	<p>3 災害対策本部の運用 (1) (略)</p> <p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>本部・地方支部等体制</th> <th>(削除)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td style="text-align: center;">0号</td> <td> <p><u>復興・危機管理部の所要人員及び</u>特に関係ある部課(所)の所要人員で，災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。</p> </td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(削除)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1号</td> <td> <p><u>復興・危機管理部の所要人員</u>，関係部(局)の主管課長補佐(総括担当)及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号</td> <td> <p><u>復興・危機管理部の所要人員</u>，関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とす</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	(削除)	備考	(略)	0号	<p><u>復興・危機管理部の所要人員及び</u>特に関係ある部課(所)の所要人員で，災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。</p>	(略)	(削除)	(略)	1号	<p><u>復興・危機管理部の所要人員</u>，関係部(局)の主管課長補佐(総括担当)及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。</p>	2号	<p><u>復興・危機管理部の所要人員</u>，関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とす</p>	<p>➤ 「災害対策警戒配備要領」の改正</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	会議構成	備考																														
(略)	0号	<p>_____ 特に関係ある部課(所)の所要人員で，災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。</p>	(略)	<p>_____ <u>関係部局連絡員</u></p> <p>_____ <u>関係公所連絡員</u></p> <p>_____ <u>関係公所連絡員</u></p> <p>_____ <u>関係部局長</u></p> <p>_____ <u>関係公所長</u></p> <p>_____ <u>関係公所長</u></p>	(略)																														
	1号	<p>_____ 関係部(局)の主管課長補佐(総括担当)及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。</p>																																	
	2号	<p>_____ 関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とす</p>																																	
区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	(削除)	備考																														
(略)	0号	<p><u>復興・危機管理部の所要人員及び</u>特に関係ある部課(所)の所要人員で，災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。</p>	(略)	(削除)	(略)																														
	1号	<p><u>復興・危機管理部の所要人員</u>，関係部(局)の主管課長補佐(総括担当)及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。</p>																																	
	2号	<p><u>復興・危機管理部の所要人員</u>，関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で，災害に関する情報の収集，連絡及び応急対策を実施し，状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とす</p>																																	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）				修正後				備考
	3号		る。 1及び2（略） 3 <u>災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合</u> において知事が必要と認めたととき。 （略）	<u>本部員</u> （本部会議）  <u>支部員</u> （支部会議）  <u>地域部員</u> （地域部会議）		3号	る。 1及び2（略） 3 <u>災害時</u>  _____において知事が必要と認めたととき。 （略）		
	(2) 及び (3)（略）				(2) 及び (3)（略）				
244	第4	市町村の活動	市町村は、 <u>災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。（略）		第4	市町村の活動	市町村は、 <u>災害時</u> _____において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。（略）		➤ 記述の適正化
245	第5	警察の活動	1 警察は、重大な <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。 2及び3（略） 第6及び第7（略）		第5	警察の活動	1 警察は、重大な <u>災害時に</u> _____は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。 2及び3（略） 第6及び第7（略）		➤ 記述の適正化
247	第8	県、市町村、国及び関係機関の連携	1から5まで（略） 6 ヘリコプター <u>の運用調整会</u> （略） また、ヘリコプター _____を _____有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、 _____医療等の各種活動支援のための <u>ヘリコプター</u> _____の運用に関し、災害対策本部事務局内に _____ヘリコプター運用調整 <u>グループ</u> を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。		第8	県、市町村、国及び関係機関の連携	1から5まで（略） 6 ヘリコプター <u>等の運用調整</u> （略） また、ヘリコプター <u>等の航空機</u> を <u>最も</u> 有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、 <u>消火</u> 、医療等の各種活動支援のための <u>航空機及び無人航空機</u> の運用に関し、災害対策本部事務局内に <u>航空機の運用を調整する部署</u> （ヘリコプター運用調整 <u>班</u> ） _____を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 <u>ヘリコプター運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るた</u>		➤ 記述の適正化 ➤ 防災基本計画の修正





宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>2 災害派遣時に実施する救援活動等 （略） （1）から（8）まで（略） （9） <u>炊飯</u>及び給水：被災者に対する<u>炊飯</u>及び給水の実施 （新設） （10）（略） （11）（略） （12）（略）</p>	<p>2 災害派遣時に実施する救援活動等 （略） （1）から（8）まで（略） （9） <u>給食</u>及び給水：被災者に対する<u>給食</u>及び給水の実施 （10） <u>入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u> （11）（略） （12）（略） （13）（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 条項ずれ</p>
262	<p>3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が<u>発生し、又は発生するおそれがある場合</u>において、市町村長その他市町村長の職務を行うことができる者（委任を受けた市町村の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。（略） 第5から第7まで（略）</p>	<p>3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時<u>_____</u>において、市町村長その他市町村長の職務を行うことができる者（委任を受けた市町村の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。（略） 第5から第7まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
266	<p>第10節 救急・救助活動 第1から第5まで（略） 第6 第二管区海上保安本部の活動 1（略） （1）及び（2）（略） （3）危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止する<u>等</u>の措置を行う。 （4）及び（5）（略） 2及び3（略） 第7から第10まで（略）</p>	<p>第10節 救急・救助活動 第1から第5まで（略） 第6 第二管区海上保安本部の活動 1（略） （1）及び（2）（略） （3）危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止する<u>などの</u>措置を行う。 （4）及び（5）（略） 2及び3（略） 第7から第10まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
268	<p>（新設）</p>	<p><u>第11 救助・救急用資機材の整備</u> <u>国、県、市町村及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
269	<p>第11節 医療救護活動 第1（略） 第2 災害に関する情報の収集及び伝達</p>	<p>第11節 医療救護活動 第1（略） 第2 災害に関する情報の収集及び伝達</p>	<p>➤ 「宮城県救急医療情報システム」</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	1 被災地の状況把握・関係団体への情報提供 (1) 県は、 <u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> 、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、関係機関との連絡をとる。（略）	1 被災地の状況把握・関係団体への情報提供 (1) 県は、 <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> 、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、関係機関との連絡をとる。（略）	の廃止
269	(2) <u>災害医療本部</u> は、 <u>地域災害医療支部</u> 、仙台市及び災害拠点病院からの情報を収集し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。	(2) <u>保健医療調整本部</u> は、 <u>地域保健医療調整本部</u> 、仙台市及び災害拠点病院からの情報を収集し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
269	(3) <u>地域災害医療支部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、 <u>災害医療本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。	(3) <u>地域保健医療調整本部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、 <u>保健医療調整本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
269	2 <u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> による情報収集・提供 (1) 医療機関の被災状況、傷病者の受入れの可否などの把握は、 <u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> により行う。	2 <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> による情報収集・提供 (1) 医療機関の被災状況、傷病者の受入れの可否などの把握は、 <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> により行う。	➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止
269	(2) <u>宮城県救急医療情報システム</u> で把握できない情報については、 <u>地域災害医療支部</u> が管内市町村の医療救護に関する情報及び管内災害拠点病院の情報の把握に努め、可能な手段により <u>災害医療本部</u> に伝達する。	(2) <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> で把握できない情報については、 <u>地域保健医療調整本部</u> が管内市町村の医療救護に関する情報及び管内災害拠点病院の情報の把握に努め、可能な手段により <u>保健医療調整本部</u> に伝達する。	➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止 ➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
269	3 <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> への情報入力・収集 <u>災害医療本部</u> 及び <u>地域災害医療支部</u> は、DMATの活動状況について、 <u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u> の情報から収集するほか、直接DMATなどの <u>医療救護チーム</u> から支援情報を収集し、関係機関と情報の提供を行う。	<u>保健医療調整本部</u> 及び <u>地域保健医療調整本部</u> は、DMATの活動状況について、 <u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u> の情報から収集するほか、直接DMATなどの <u>医療救護活動チーム</u> から支援情報を収集し、関係機関と情報の提供を行う。	➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止
269	第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (1) <u>災害医療本部</u> の設置	第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (1) <u>保健医療調整本部</u> の設置	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	イ 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、 <u>災害医療本部</u> を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を <u>宮城県救急医療情報システム（災害モード）</u> 及び <u>地域災害医療支部</u> ，市町村等から把握する。	イ 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、 <u>保健医療調整本部</u> を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を <u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u> 及び <u>地域保健医療調整本部</u> ，市町村等から把握する。	網」の施行 ➤ 「宮城県救急医療情報システム」の廃止
269	ロ 県は、必要に応じて、被災地の <u>保健福祉事務所</u> に <u>地域災害医療支部</u> を設置し、被災地内の病院の被害状況等を市町村等から把握し、 <u>災害医療本部</u> に伝える。 ハ （略）	ロ 県は、必要に応じて、被災地の <u>保健所</u> に <u>地域保健医療調整本部</u> を設置し、被災地内の病院の被害状況等を市町村等から把握し、 <u>保健医療調整本部</u> に伝える。 ハ （略）	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
270	(2) DMATの派遣 イ 県は、必要に応じて、 <u>災害医療本部</u> の下にDMAT調整本部を設置する。 ロからニまで （略）	(2) DMATの派遣 イ 県は、必要に応じて、 <u>保健医療調整本部</u> の下にDMAT調整本部を設置する。 ロからニまで （略）	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
270	(3) 医療救護班の派遣調整 イ <u>災害医療本部</u> は、 <u>地域災害医療支部</u> からの要請に基づき、県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。（略）	(3) 医療救護班の派遣調整 イ <u>保健医療調整本部</u> は、 <u>地域保健医療調整本部</u> からの要請に基づき、県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。（略）	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
270	ロ <u>災害医療本部</u> は、災害の状況又は <u>地域災害医療支部</u> ，市町村及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。	ロ <u>保健医療調整本部</u> は、災害の状況又は <u>地域保健医療調整本部</u> ，市町村及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
270	ハ <u>災害医療本部</u> は、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で派遣先等の調整を行う。	ハ <u>保健医療調整本部</u> は、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で派遣先等の調整を行う。	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
270	ニ <u>地域災害医療支部</u> は、医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、 <u>地域災害医療連絡会議</u> を設置する。 ホ （略）	ニ <u>地域保健医療調整本部</u> は、医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、 <u>地域災害保健医療連絡会議</u> を設置する。 ホ （略）	➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行
270	(4) 医療ボランティアの調整	(4) 医療ボランティアの調整	➤ 「宮城県保

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p><b>県災害医療本部</b>は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p>	<p><b>保健医療調整本部</b>は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p>	<p>健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
270	<p>(5) 活動の継続・引き継ぎ</p> <p>イ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、(3)に掲げる機関等からの<b>医療チーム</b>派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p>	<p>(5) 活動の継続・引き継ぎ</p> <p>イ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、(3)に掲げる機関等からの<b>医療救護活動チーム</b>派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
270	<p>ロ 県は、<b>医療チーム</b>等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>2から7まで（略） 第4及び第5（略）</p>	<p>ロ 県は、<b>医療救護活動チーム</b>等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>2から7まで（略） 第4及び第5（略）</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
273	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>1（略）</p> <p>2 医薬品集積所の設置</p> <p>（略）また、必要に応じて二次医薬品集積所を<b>地域災害医療支部</b>ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受入れ、救護所、避難所に供給する。</p>	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>1（略）</p> <p>2 医薬品集積所の設置</p> <p>（略）また、必要に応じて二次医薬品集積所を<b>地域保健医療調整本部</b>ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受入れ、救護所、避難所に供給する。</p>	<p>▶ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
273	<p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市町村災害対策本部は、医療施設又は救護所等から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町村において調達できない場合は、<b>地域災害医療支部</b>に要請する。</p>	<p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市町村災害対策本部は、医療施設又は救護所等から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町村において調達できない場合は、<b>地域保健医療調整本部</b>に要請する。</p>	<p>▶ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
273	<p>(3) <b>地域災害医療支部</b>は、市町村災害対策本部等から医薬品等の要請を受けた場合、管内医薬品等卸売販売業者に調達を要請する。不足する場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給し、困難な場合は、<b>県災害医療本部</b>に要請する。</p>	<p>(3) <b>地域保健医療調整本部</b>は、市町村災害対策本部等から医薬品等の要請を受けた場合、管内医薬品等卸売販売業者に調達を要請する。不足する場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給し、困難な場合は、<b>保健医療調整本部</b>に要請する。</p>	<p>▶ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
273	<p>(4) 県災害対策本部は、<b>地域災害医療支部</b>から医薬品等の要請を受けた場</p>	<p>(4) 県災害対策本部は、<b>地域保健医療調整本部</b>から医薬品等の要請を受けた場</p>	<p>▶ 「宮城県保</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>合は、県内医薬品等卸業者に調達を要請し、不足する場合は一次医薬品集積所の支援医薬品等を供給する。(略)</p> <p>(5) から (7) まで (略)</p>	<p>合は、県内医薬品等卸業者に調達を要請し、不足する場合は一次医薬品集積所の支援医薬品等を供給する。(略)</p> <p>(5) から (7) まで (略)</p>	<p>健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
273	<p>第7 在宅要医療患者の医療救護体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市町村内の医療機関若しくは <u>県災害医療本部</u> へ調整を依頼する。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>第7 在宅要医療患者の医療救護体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市町村内の医療機関若しくは <u>県保健医療調整本部</u> へ調整を依頼する。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療調整本部設置要綱」の施行</p>
275	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>県（復興・危機管理部，企画部，<u>                    </u>農政部，水産林政部，土木部），                  県警察本部，市町村，自衛隊，東北地方整備局，東北運輸局，                  東日本高速道路（株）東北支社，第二管区海上保安本部，（公社）宮城県バス協会，                  宮城交通（株），（公社）宮城県トラック協会，宮城県道路公社</p>	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>県（復興・危機管理部，企画部，<u>経済商工観光部</u>，農政部，水産林政部，土木部），                  県警察本部，市町村，自衛隊，東北地方整備局，東北運輸局，                  東日本高速道路（株）東北支社，第二管区海上保安本部，（公社）宮城県バス協会，                  宮城交通（株），（公社）宮城県トラック協会，宮城県道路公社</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
283	<p>第1及び第5 (略)</p> <p>第6 海上交通の確保</p> <p>1 第二管区海上保安本部の役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 水路の水深に異状が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する<u>等</u>により水路の安全を確保する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>第1及び第5 (略)</p> <p>第6 海上交通の確保</p> <p>1 第二管区海上保安本部の役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 水路の水深に異状が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する<u>など</u>により水路の安全を確保する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
287	<p>第14節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p><u>災害発生時又は災害発生のおそれがある場合</u>において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に避難<u>の指示</u>等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。</p> <p>1 (略)</p>	<p>第14節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p><u>災害時</u>において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に避難<u>情報の発令</u>等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。</p> <p>1 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
287	<p>2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等）</p> <p>緊急安全確保の発令時（※）等，立退き避難を行う必要のある居住者等が，適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する<u>等</u>して避難することが<u>できなかつた</u>等，立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には，立退き避難から行動を変容し，その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。</p> <p>※（略）</p> <p>第2（略）</p>	<p>2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等）</p> <p>緊急安全確保の発令時（※）等，立退き避難を行う必要のある居住者等が，適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する<u>など</u>して避難することが<u>できなかつた</u>等，立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には，立退き避難から行動を変容し，その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。</p> <p>※（略）</p> <p>第2（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
288	<p>第3 避難の指示等</p> <p>災害時において，人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合，市町村長は，住民に対して速やかに避難のための立退きを指示する。この際，県は，<u>時期</u>を失することなく<u>避難情報</u>が<u>発令される</u>よう，市町村に積極的に助言を行う。</p> <hr/> <p>（略）</p>	<p>第3 避難の指示等</p> <p>災害時において，人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合，市町村長は，住民に対して速やかに避難のための立退きを指示する。この際，県は，<u>時機</u>を失することなく<u>避難の指示等が行える</u>よう，市町村に積極的に助言を行う。<u>さらに，市町村は，避難の指示等を行うに当たり，必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し，適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>
288	<p>1 避難の指示等を行う者</p> <p>避難の指示等を<u>発す</u>べき権限のある者は，それぞれの法律によって次のように定められているが，災害応急対策の第一義的な実施責任者である市町村長を中心として，相互に連携を図りながら実施する。（略）</p> <p>2及び3（略）</p>	<p>1 避難の指示等を行う者</p> <p>避難の指示等を<u>行う</u>べき権限のある者は，それぞれの法律によって次のように定められているが，災害応急対策の第一義的な実施責任者である市町村長を中心として，相互に連携を図りながら実施する。（略）</p> <p>2及び3（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
289	<p>4 警察の役割</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 警察は，指定された避難場所及び避難路を掌握し，避難の<u>勧告，指示</u>が<u>なされた</u>場合には，速やかに住民に伝達するとともに，住民を安全に避難させる。</p> <p>5及び6（略）</p> <p>第4から第6まで（略）</p>	<p>4 警察の役割</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 警察は，指定された避難場所及び避難路を掌握し，避難の<u>_____指示等</u>が<u>行われた</u>場合には，速やかに住民に伝達するとともに，住民を安全に避難させる。</p> <p>5及び6（略）</p> <p>第4から第6まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
291	<p>第7 避難所の開設及び運営</p> <p>（略）</p> <p>市町村は，災害の規模に<u>かんがみ</u>必要な避難所を，可能な限り当初から開設するように努めるものとする。</p>	<p>第7 避難所の開設及び運営</p> <p>（略）</p> <p>市町村は，災害の規模に<u>鑑み</u>必要な避難所を，可能な限り当初から開設するように努めるものとする。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
292	<p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する<u>等</u>、避難の円滑化に努める。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p>	<p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する<u>など</u>、避難の円滑化に努める。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
292	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>イ 適切な運営管理の実施</p> <p>(略)</p> <p>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>外部支援者等</u>の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求める。</p> <p>ロからへまで (略)</p> <p>(2) から (8) まで (略)</p> <p>第8から第13 (略)</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>イ 適切な運営管理の実施</p> <p>(略)</p> <p>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等</u>の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求める。</p> <p>ロからへまで (略)</p> <p>(2) から (8) まで (略)</p> <p>第8から第13 (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
299	<p>第15節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>県（復興・危機管理部、<u>土木部</u>）、市町村</p>	<p>第15節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>県（復興・危機管理部、<u>保健福祉部</u>、土木部）、市町村</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
301	<p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>1 県の対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借り上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る<u>。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>1 県の対応</p> <p>(略)</p> <p>(1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借り上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る<u>。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
301	<p>(3) 借上げに係る具体的な取扱いについて、できるだけ多様な広報媒体を活用</p>	<p>(3) 借上げに係る具体的な取扱いについて、できるだけ多様な広報媒体を活用</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>



宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>ニ 炊き出しの実施 被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する <u>等</u>炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供給を行う。 (略) 3から8まで (略) 第5から第9まで (略)</p>	<p>ニ 炊き出しの実施 被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する <u>など</u>炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供給を行う。 (略) 3から8まで (略) 第5から第9まで (略)</p>	
319	<p>第20節 防疫・保健衛生活動</p> <p>&lt;主な実施機関&gt; 県（環境生活部，保健福祉部_____），市町村</p>	<p>第20節 防疫・保健衛生活動</p> <p>&lt;主な実施機関&gt; 県（環境生活部，保健福祉部，<u>教育庁</u>），市町村</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
320	<p>第1及び第2 (略) 第3 保健対策 1 健康調査，健康相談 (1) (略) (2) 避難所や仮設住宅での配慮 (略) 特に高齢者は，エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため，他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに，適度に体を動かせる機会を提供する<u>等</u>，心身機能の低下を予防するよう，指導を行う。 (3)及び(4) (略) 2から4まで (略) 第4 (略)</p>	<p>第1及び第2 (略) 第3 保健対策 1 健康調査，健康相談 (1) (略) (2) 避難所や仮設住宅での配慮 (略) 特に高齢者は，エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため，他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに，適度に体を動かせる機会を提供する<u>など</u>，心身機能の低下を予防するよう，指導を行う。 (3)及び(4) (略) 2から4まで (略) 第4 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
328	<p>第23節 社会秩序維持活動</p> <p>&lt;主な実施機関&gt; 県（環境生活部），<u>市町村</u>，<u>県警察本部</u>，東北経済産業局，第二管区海上保安本部</p>	<p>第23節 社会秩序維持活動</p> <p>&lt;主な実施機関&gt; 県（環境生活部），<u>県警察本部</u>，<u>市町村</u>，東北経済産業局，第二管区海上保安本部</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
334	<p>第25節 防災資機材及び労働力の確保 第1及び第2 (略) 第3 労働者の確保</p>	<p>第25節 防災資機材及び労働力の確保 第1及び第2 (略) 第3 労働者の確保</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>1 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第4から第6まで (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 関係機関の常用労働者及び関係業者等労働者の動員</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第4から第6まで (略)</p>	
337	<p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>県, 県警察本部, 市町村, 東北地方整備局, _____東京航空局仙台空港事務所,</p> <p>第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社,</p> <p>東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株),</p> <p>宮城県道路公社, 仙台市交通局, 仙台国際空港(株)</p> <p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p>	<p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>県, 県警察本部, 市町村, 東北地方整備局, <u>東北農政局</u>, 東京航空局仙台空港事務所,</p> <p>第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社,</p> <p>東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株),</p> <p>宮城県道路公社, 仙台市交通局, 仙台国際空港(株)</p> <p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p>
341	<p>第1から第6まで (略)</p> <p>第7 港湾施設</p> <p>1 県の対応</p> <p>港湾管理者は、被災後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1から第6まで (略)</p> <p>第7 港湾施設</p> <p>1 県の対応</p> <p>港湾管理者は、被災後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。</p> <p><u>また、港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p>
342	<p>3 第二管区海上保安本部の対応</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 航路障害物の除去</u></p> <p><u>港外の浮遊漂流物の除去・回収と漂流船舶の対応を行う。</u></p>	<p>3 第二管区海上保安本部の対応</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>▶ 記述の適正化((2)と重複)</p>
342	<p>第8 漁港施設</p> <p>海岸管理者(県及び市町)は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第9 (略)</p>	<p>第8 漁港施設</p> <p>海岸管理者(県及び市町)は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。</p> <p><u>また、漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u></p> <p>第9 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
343	<p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 （1）から（3）まで（略） （4）旅客及び公衆等の避難 イ（略） ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難情報の発令があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。 （5）及び（6）（略） 2から4まで（略） 第11から第15まで（略）</p>	<p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 （1）から（3）まで（略） （4）旅客及び公衆等の避難 イ（略） ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難の指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。 （5）及び（6）（略） 2から4まで（略） 第11から第15まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
356	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1から第5まえ（略）</p> <p>第6 ガス施設 （1）から（3）まで（略） （4）仙台市ガス局の対応 イ及びロ（略） ハ 緊急措置 整圧器室が浸水し、ガス送出圧力が低下する等の異常が発生した際には、必要な保安措置を行い、供給継続が困難な場合は、最小限の地域の供給を停止する。 ニからへまで（略）</p> <p>第7（略）</p>	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1から第5まえ（略）</p> <p>第6 ガス施設 （1）から（3）まで（略） （4）仙台市ガス局の対応 イ及びロ（略） ハ 緊急措置 整圧器室が浸水し、ガス送出圧力が低下するなどの異常が発生した際には、必要な保安措置を行い、供給継続が困難な場合は、最小限の地域の供給を停止する。 ニからへまで（略）</p> <p>第7（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
366	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び市町村又は事業者の対応</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p> <p>(6) から (9) まで (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び市町村又は事業者の対応</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 水道事業者等は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p> <p>(6) から (9) まで (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
369	<p>第30節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1 目的</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。</p> <p>第2から第5まで (略)</p>	<p>第30節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1 目的</p> <p>災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。</p> <p>第2から第5まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
387	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 海上災害応急対策</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部の措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 海難救助等</p> <p>(イ) 及び (ロ) (略)</p> <p>(ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止する等の措置を行う。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 海上災害応急対策</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部の措置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 海難救助等</p> <p>(イ) 及び (ロ) (略)</p> <p>(ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどの措置を行う。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
387	<p>ニ 流出油等の防除 （略） （イ）から（ニ）まで （略） （ホ） 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の航行を制限し、又は禁止する<u>等</u>の措置を行う。 （へ） （略）</p>	<p>ニ 流出油等の防除 （略） （イ）から（ニ）まで （略） （ホ） 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の航行を制限し、又は禁止する<u>など</u>の措置を行う。 （へ） （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
388	<p>ホ 海上交通安全の確保 （略） （イ）から（ニ）まで （略） （ホ） 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する<u>等</u>により水路の安全を確保する。 （へ） （略） へからちまで （略） （2）から（6）まで （略） 第5から第7まで （略）</p>	<p>ホ 海上交通安全の確保 （略） （イ）から（ニ）まで （略） （ホ） 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する<u>など</u>により水路の安全を確保する。 （へ） （略） へからちまで （略） （2）から（6）まで （略） 第5から第7まで （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
	<b>第4章 災害復旧・復興対策</b>	<b>第4章 災害復旧・復興対策</b>	
401	第1節 災害復旧・復興計画 第1 (略) 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 4 職員派遣等の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。 _____ _____ (略) 第3から第6まで (略)	第1節 災害復旧・復興計画 第1 (略) 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 4 職員派遣等の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。 <u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u> (略) 第3から第6まで (略)	▶ 防災基本計画の修正
406	第2節 生活再建支援 <主な実施機関> 県（_____復興・危機管理部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部、教育庁）、市町村、東北財務局、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会	第2節 生活再建支援 <主な実施機関> 県（ <u>総務部</u> 、復興・危機管理部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部、教育庁）、市町村、東北財務局、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会	▶ 記述の適正化
407	第1から第3まで (略) 第4 被災者生活再建支援制度 (略) 1 (略) 2 対象世帯 (1) から (4) まで (略) (新設)	第1から第3まで (略) 第4 被災者生活再建支援制度 (略) 1 (略) 2 対象世帯 (1) から (4) まで (略) <u>(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</u>	▶ 被災者生活再建支援法の改正
408	3 支給額 (略) (表略) 4 (略)	3 支給額 (略) (表略) ※被災者生活再建支援金の支給額に係る表を最新の情報に更新 4 (略)	▶ 被災者生活再建支援法の改正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年1月）	修正後	備考
408	<p>5 被災者生活再建支援法人の指定 被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、<u>（公財）都道府県会館</u>が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。</p>	<p>5 被災者生活再建支援法人の指定 被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、<u>（公財）都道府県センター</u>が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
408	<p>6 支援金支給手続き （略） 県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である<u>（公財）都道府県会館</u>へ送付する。送付を受けた<u>（公財）都道府県会館</u>は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。 7及び8 （略） 第5から第8まで （略）</p>	<p>6 支援金支給手続き （略） 県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である<u>（公財）都道府県センター</u>へ送付する。送付を受けた<u>（公財）都道府県センター</u>は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。 7及び8 （略） 第5から第8まで （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
410	<p>第9 応急金融対策 1 日本銀行仙台支店の措置 （1） 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 通貨の円滑な供給の確保 （略）なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する<u>等</u>必要な措置を講ずる。 ロ及びハ （略） （2）から（6）まで （略） 2及び3 （略） 第10及び第11 （略）</p>	<p>第9 応急金融対策 1 日本銀行仙台支店の措置 （1） 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 通貨の円滑な供給の確保 （略）なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する<u>など</u>必要な措置を講ずる。 ロ及びハ （略） （2）から（6）まで （略） 2及び3 （略） 第10及び第11 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>